

です。夫れて此の二十四の染色体は、始めの受精した卵子の染色体から来たのであるから、其の半分の十二は、精子の方から来たので、其の半分は卵子の方です。言葉を換へて云つて見れば、二十四の半分は父親から来たのだ、半分は母親のです。之れでも御解りになりましたらうが、最う一度繰り返へして云つて見るを、子供の身體の一番始めは、卵子ですが、此の卵子は多くの場合では、雌性動物の體內にある精子と云ふものと、一緒になつて發生を始めるものである。そこで此の卵子と云ふものも、精子と云ふものも、一つの細胞であつて、其の核の内には、同じ数の染色体があります。此の数は身體の他の部分の細胞にある数の半分であり、夫れだから受精の時に、精卵が一緒になると、當り前の數になるのであります。所が卵子が發生すると云ふのは、卵子細胞が分割と云ふことをして増して行くのであります、其の分割する度毎に、染色体は各々縦に分れて行くのでありますから、井モリやカヘルの卵子と、精子の様十二づゝの染色体を有つて居るものであるならば、受精のときに二十四となり、所が此の二十四の染色体の半分、即ち十二は、母親の卵子内にあつたもので、其の十二は精子から来たものであります。そこで卵の分割すると云ふのは、通常の細胞分割と同じ様に、始めに二個に分れまして、夫れから二個の細胞が、各々又二個づゝに分れるので、四個の細胞となりまして、其の四細胞が又八個となり、十六個、三十二個、六十四個、百二十八、二百五十六個等となりまして、細胞の数が段々と増して來ますが、どの細胞も皆始めの受精した細胞から分れて

來たので、其の染色体は皆始めの二十四の染色体から、續いて來たものであります。所が之れ等の細胞が次第に増殖して來まして、子供の身體の組織、器管と云ふ様なものが出來るのでありますから、我々の身體であつても、ドコからドコ迄父母から來た染色体を半分づゝ持つて居ない所はないのであります。

尤も茲に少々解らないことは、生殖細胞も始めの受精した卵細胞から出來て來たものであるから卵細胞にも、精子細胞にも、二十四づゝの染色体があつて、十二ではなさうなものであるのに、其の十二であるのは、どう云ふ譯であるかと云ふ間が、起りさうなものであります。此のことは、色々まだ議論があつて、必ずさうであるとし上げることは、云ひ悪い處もありませんから、此の論文には、未定にして置きますが、夫れでも私が此の論文で御話をしやうと云ふことには大した關係は有りません。

しかし又若し子供の身體を構成して居る各細胞の染色体が、半分づゝ、父と、母とから來て居るものならば、何故子供は、何時でも両親に能く似て居ないのであるだらう、と問はる、方もありませうが、之れが中々面白い事で、同じ苗床に種を蒔いても、今年生へるものと、來年生へるものとあつたり、勢能く生へるものと勢の悪いものとあるのと同じ様に、父母から同じ様に這入つて來た遺傳質でも、勢の強いものもあるし、弱いものもあるし、又少しも生ないで、子供の身體では其の細胞に少しも働かないで居て、次ぎの代、即ち孫の身體になつてから、働き始めるのがあるものであります。から子

供が親に似ないで、祖父母に似るものがありますし、又男の子で、母方の祖父に似ることがあるかと思ふと、女の子で父方の祖母に似ることも多くあります。此の外まだ幾等も書きたい事はありますが、先づ此の位で、母親の身體は畑である杯と云ふ説は、固より理窟に合はない説でありまして、人間と動植物では、子供の身體はどこからどこ迄、父母兩親から受けて來るもので、之れは男の子でも、女の子でも、同じ事でありませうから、子孫を思ふ人は男でも、女でも、能々氣を付けなくてはいけません。無論であるが、家督相續や、何にかの上で、女の子が割合が悪くなつて居るのは、法律を製造した人達が、前に御話し申した様な事實を知らないで、造つたからであります。

公衆電話の注意

局外 閑人

今や電話事業は益擴張せられて、單に一官廳一會社、一家内の使用に止まらず、終に街路の上にも自働公衆電話の設立を見るに至れり、殊に、其料金の少額なる、よく通信事業の本趣に適ふものから、公衆が之を便とし、之を利用するもの、日に月に増加するに至るは、統計を見ても直に知り得べき事實なりとす、於是乎、吾人はまた公衆衛生の上より一言なき能はざるなり、電話器によりて人より人に傳染する病氣無きや否や、また實

際、傳染せし例ありや否や、また傳染すと云は、これを豫防するには、果して如何なる方法を講ずべきや、電話器によりて實際に傳染病を媒介せられし實例は、我邦未だ其報告を聞く所なし、故に、之有りしと斷言するを得ずと雖も、吾人は是に就きては大に之有るべしとの想像を逞ふし得る者なり、

看官試みに一考せられよ、電話器の主なる部分は、送話器と受話器の二なり、前者は即ち送話者の口邊に接近し若くは口唇を觸着して送話するものなれば今此送話者にして口邊、口内乃至咽頭より下つて肺臟等に何等かの傳染性疾病を有するものならんには之によりて次に此器を使用する他者が此種の疾病に感染し得べきは誠に見易き理ならん、次に後者即ち受話器にありては受話者の耳邊に密着するものなれば萬一當人に於て耳邊に傳染性の疾病を患ひつゝある者ならば次の使用者は之が感染を受くるの虞あるは是亦推知するに難からざるべし、

右の如く推考すれば電話殊に多數の人々が使用する所のもの詳言すれば第一に衢路に於ける自働電話は、如何なる人が使用するや、全然不明なるだけそれだけ、危険の最なるものなり、第二銀行、會社或は工場等に設置せられ、外觀上、口邊耳邊等に傳染病を有すと認む能はざる行員、社員、又は職工の徒が使用すとも、内部に、例令ば、肺病等の伏在するや否やは容易に知るべからざる場合あるを以て、是亦、前者に亞ぐ所の危険あるものとすることを得べし、我輩は本文に於て衢路の自働公衆電話に就き述ぶるを以て主とすれどもまた銀

行、會社工場の電話器に在りても之と同一様に注意すべきものたるを付説せんと欲す、一家内設置のものも亦之に準すべし、是より進みて電話器により傳染すべき虞ある疾病の概要を述べんに、

〔甲〕 送話器

(一) 送話器により傳染すべき疾病中の最も恐るべきは結核性の疾病にして、之には普通喉頭の結核と肺の結核とを算すべし、其内主たるは肺結核なり、何となれば、喉頭結核は、數に於て肺結核程に多からざればなり、

肺結核患者は(イ)其喀痰中に結核菌を含有し是によりて他人に傳染を來す、其喀出したる痰の一部分が止まりて口内に残ることあるも、また推知すべく、これが送話中に於て、送話口に直接すれば、無論、尙又、高聲を發する時は、譬へこれに觸接せざるも、送話口を汚すことあるは明なり、また、送話中(ロ)咳嗽を起す場合にありても、肺中より小なる痰沫飛出し、或は(ハ)噴嚏する時も、同様に痰沫を飛出してしむ、從て送話口を汚染すべきなり、如此、肺病患者は(イ)(ロ)及び(ハ)の三項よりして、送話口を危害の源泉たらしむるものなり、喉頭結核なるものは多くは肺結核既に存在し、これに繼て、喉頭に結核を發生するものなるが、其危険なること、其結果即ち送話口を汚染することは肺結核に等しく、敢て詳言を俟つての要無し、

肺結核患者も、重態に陥れるものは、勿論、電話器を使用するにも至らざるは明なれども、最も疑はしき初期の状態に在

る者は常人と異なる所なく、電話をも平氣で使用すべければ、是ぞ、最も險毒なりと云はざる可からざるべし、又實際に於て、如此事は、随分澤山あることならん、次に

(二) 咽頭即ちのどの奥、及び口内の傳染病は如何と考ふるも一々詳記するは、繁に堪えざれば、茲には一二のものを記さん、咽頭にては「チフテリ」病最も恐るべきとす、然れども「チフテリ」患者が、よも電話に掛るとは思はれず、是は唯萬一の場合を慮りて記するのみ、口内の病氣としては、「アフテン」鰐口瘡の類に注意すべきか、尙ほ他に恐るべきは口腔の梅毒なり、

(三) 口唇及び口の周圍の傳染病としては、多からざれども口唇に生ずる梅毒性の出來物、傳染性の濕疹にて膿を持てるもの等を擧ぐべしと信ず、

其ほか醫者の方面より充分に列記せんとすれば、右にては到底盡くし難けれども、紙面に限れば、先づ大體のことにとゞめん、次に、

〔乙〕 受話器

これには耳の外聽道、耳翼(耳朶)及び其周圍に於ける悪性性質の皮膚病を主とす譬へば濕疹の類是なり梅毒性のものは最も危険とす、また耳内より漏れ出づる膿の如きも危険なり、我輩は、受話器に關してはあまり詳記すること無からんと欲す、是れ送話器に比して危険の程度少ければなり、

是より一步を進めて、如何にせば如上の疾病を豫防し、以て公衆の衛生に益し得べきかを略述して、本論を終結せんと欲す、

勿論今日我邦に於ける世間衛生思想の幼稚なること、また、充分なる設備をなすことは經濟上困難なるべき事情あるとの二ツの現状よりして、到底、我輩の満足するが如き理想を現實す能はざるは明白なり、故に、我輩は、敢て多きを、否な、難きを求めず、可成現狀に在りて施設し得べき程度と、また、假令、然らずとも、どうかこうか、やれば出來ざることなからべしとの程度の範圍内に於て、適當の方策を講せんと欲するなり、

仄に聞く當局者は曩日公衆便利の爲めに公衆電話を設置するや、之に伴ひ發生すべき危害に關し深く慮る處ありて、其豫防方法に就き斯道の學者に議る所ありと、蓋し至當の擧と云はざるべからず、我輩は公衆衛生上此點につき特に顧慮すべきを信ずるを以て今其考案の一端を参考に迄陳述せん、

一。銀行會社其他工場等に設置せる電話は今日或部分に實行せられつゝあるが如く、凡て電話係を常置して、これに一切の受送話を托すべく、前陳の疾病に疑ある行員役員等には、決してこれを使用せしめざるやうにすべし、即ち嚴重なる使用上の制限を設くるなり、病院の如き醫師の監督ある場所は、消毒等の便ありて、如何様にも出來れども、尙ほ患者自身には、一切使用を禁止するは、我輩の目撃する所なり、一家内架設の電話に就きては、別に云ふ程のことなきなり、唯々疑はしき他家の人々使用を許さざるを以て可とすべきのみならんか、

二。街路に於ける公衆電話は今日の狀況に照しては、未だ使用制限をなすこと能はざるなり、何となれば、到底監視

員を置くこと能はざればなり、また、銀行會社等に於けるが如く内部の人の疾病有無を知り得るの易きと同日談に非ればなり、然れども我輩は思ふ、公衆電話は、公衆の便益を計りて設置せられたる以上は、後來充分の發達を冀望すると共に、今日より充分思ひ切りて、公衆健康上の妨碍を除去することを勵行せざるべからずと、害悪は双葉の時に剪却せずんば、習性となりて、公衆は何時返も舊習を改むることを敢てせざるべし、此點に於て、我輩は、當局者并に公衆が共に顧慮を深くせられんことを乞ふ者なり、而して、我輩は、此公衆電話に就きては、唯嚴重なる消毒法に據るの他又一の明案も無きことを信ずるなり、

三。公衆電話器の消毒を爲すには、第一に一定の巡視員を設けて一定時間に、一定回数巡視せしめ嚴重の消毒法を施行せしむ、例令、一日一回宛(多々益可也)交換局よりしてこれを派出施行せしむべし、第二には使用者たる公衆を自身をしてこれを施行せしむべし、何人も自己に加はるべき危害あるを知れば決して平氣には看過せざるべしと雖も、其危害の果して如何なるものなるかを知らざれば、到底、これに多きを求むべからず、故に先づ、あらゆる方法を以て、消毒法施行の利益を知悉せしむる策を講ずべし、所謂民をして知らしむるに在るより、就中、其最も至要なるは、自動電話局内に最も目に着き易きやう、消毒の必要を揭示することなりとす、之には、使用の前後に消毒を施行するを以て第一とすと雖も急用の際、使用する爲めと尙又公徳の發達せざる現時の状態なれば、單に自己のみに利あるべき使用前の消毒は必

ず施行するなるべし、如何に無感覺の人と雖も、傳染病の危害を覺る以上は使用前一回の消毒位はなすべしと信ず、されば、電話器によりて傳染すべき疾病の種類、其危害の恐るべきことどもを、平易に、明瞭に、簡短に、わかるやう揭示すべく、而して、其所謂消毒法なるものは、今日の程度に於て最も輕便にして複雑ならざるを本旨とすべく、又監督不行届勝なる自働電話局内に、種々の不固定の器具を備付くる時は、彼の、イタヅラ小僧輩が盗み去るの虞あれば、是亦、豫め注意せざるべからざるなり、故に是等の諸點より割り出して

自働電話局内には電話器の傍に柵を設け一個の硝子製の丈夫なる圓筒(有蓋)を置き之に三十倍の石炭酸水を入れ其下方には捻子によりて該石炭酸水が少量宛漏出し得べきやう構造し、また此漏出口の直下方に小皿を備へ、これに漏出せる石炭酸水を溜へ得べきやうすべし、次に右の小皿内に彼の理髮店に於て鬚剃に使用する石礮刷毛を置き、之は金屬の細き鎖を以て適當の點に固定し、以てイタヅラ小僧の持去らぬやう備ふべし、次に柵の一方には、固定せる金屬製の針を貫きて、清潔なる紙片(蒸氣消毒を施せる晒木綿の方三寸位の切片ならば一層好都合なり)を備へ置くよりかくして使用者は、先づ右の石炭酸水漏出口より少許の該液を漏し(一回に五立方仙迷れば充分なり)これを刷毛に浸たし、以て受話口の内壁と口部の周縁とを丁寧拭くべし、次にまた受話器の耳に接着する部分をもふくべし、然後電話を終るべし、尤も、送話口には、自己の口を直接せぬこととすべし、現今の器械は、送話口に密着せざるも

通話の充分なるは人の皆知る所にして、且つ密着せざるは危害の程度をも減少し得るの利あればなり、既に通話を終了すれば、更に、一回、前同様の方法を施行し、後前記の紙片一枚を取り、消毒部を丁寧に拭き置き置くべし、又送話口の奥なる金網の部位には、送話前に、右の木綿片を折りて當て置くを可とす、使用後は之を取り去るべし、更に、局内には、一個の略痰壺を置き、略痰用に供し、また、使用せる紙片、布片の棄て場處に當て、また、石炭酸液を受くる小皿に餘剩せる石炭酸液をもこれを移すべし、右は、甚だ單純なる方法なれども、今日の場合にありては、これより以上のことは、少しく難事に屬すべし、而して、我輩は、これを以て、勿論完全の方法なりとして満足する者に非ずと雖も、如此せば、現下の急務は略ぼ盡し得べしと信ずまた愚案の餘りに小規模なるを笑ひ且つ自から好考案を案出する人もあるべければ、余は喜んで其人の説に傾聽すべし、唯世人が之によりて大に注意を喚起し得ば余の第一の望は達せられたるなり、

銀行會社、其他一定の屋内に設置せる電話にありては、三十倍石炭酸のスプレー(噴霧器)を以て消毒すべし、是れ一層便利なればなり、

自働電話巡視員も亦スプレーを携帶し充分に消毒法を施行すべし、

近着の西洋醫學雜誌を閱するにさすがに電話事業の進歩せる英米殊に米國にては、電話器消毒につき、餘多のバテント(特許)ありと言ふ。



評論之評論

内閣

○總選舉後の内閣

總選舉後の内閣は如何、如何なる策を取りて議會に臨むべきかに就きて、左の如き論評を爲したる新聞紙あり。

▲近刊の『日本』は「内閣の策如何」と題して、總選舉後の内閣策を論じて曰く、總選舉の結果は、またもや政進聯合黨の大多數を占むること疑ふ可くもあらず、而して聯合黨にして果たして大多數を占めたりとせば、またもや臨時議會に於て、昨臘の議院に於けると等しく反對を試むべきや火を賭るよりも燃けし。何んとなれば、伊藤侯及び大隈伯の率ゆる二大政

黨が、議會の解散に遭うて容易に前議を變ずるが如き愚を爲さざるべきを以てなり。

然らば、臨時議會に於て、衆議院が再び反對するに際しては、現内閣は如何に之を處置すべき乎。或は再解散を言ふ者あり、昨臘の如き政況に在りては、一回の解散已に無謀の斷行たるを免れず。若し再解散を行ふに於ては、其の事たる實にクイターにして、衆議院を設置する憲法條規の精神を無視するの甚だしきものなり。

故に現内閣の爲めに計るに、斯の如き場合に於ては、快よく其職を退いて二政黨の首領に内閣を明渡さんとは第一策なり。若し其の經畫の必ず遂行せざる可らざるものありて、如何にかして在職を續けんと思せば、所謂再解散の如き憲法無視の暴舉に出づる可らず。内地の政界に對してクイターを行ふの勇氣あらば、其の勇氣を轉じて之を外に用るよ。政黨を疎外する内閣にして、其の地位を保たざるの策は、初より議院を征伐するに在らざる、寧ろ善良なる政若くは偉大なる政を以て政黨の養成を餘儀なくするに在り。

孰れにも出づる能はずは、退いて反對黨に譲るの外なきものなり。況んや聯合二政黨は、國政の根本的緊縮を以て政府と争ふものをや。若し政府にして之が實行を難しとするあらば、内閣を反對黨に譲りて其實行を任せしめて可なり。然るに、事此に出でずして、徒らに姑息的の手段を取るは識者の斷じて取らざる所なり。

▲近刊の『二六新聞』は「山縣桂の二氏」と題して、現内閣の行動を罵りて曰く。聞くと所によれば、桂氏及び其の黨與は、近來伊藤侯に接近して、政局の平安を保たんと欲し、之が爲めに頗る苦心慘憺の狀ありと、果たして然りとせば、桂内閣は唯其の地位にのみ戀々たるもの、其の愚劣も甚だしと云ふべし。

桂内閣が其組織の當時、些少なりとも天下人心の歡迎を受けたりとせば、其の元老の力を借らずして起つと云ふ一事にてありし也。故に其實元老の助力ありしとするも、其名に於て元老なきもの其存在の重なる理由なり。桂氏が伊藤氏の説法を退けて應ぜざりし時に方り、桂氏の政策を非とする者すらも、其舉動を以て幾分の快味ありとしたるもの、また元